原料原産地名の表示方法

原料原産地名は、原則として次の①または②のいずれかの方法で表示します。

①原材料名欄に括弧書きで表示

名　　称	あじの開き
原材料名	真あじ（A国）、食塩
内 容 量	
消費期限	
保存方法	
製 造 者	

②原料原産地名欄を設けて表示

名　　称	あじの開き
原材料名	真あじ、食塩
原料原産地名	A国（真あじ）
内 容 量	
消費期限	
保存方法	
製 造 者	

◆ただし、食品表示基準の規定により
従来から原料原産地名表示が必要であった 22 食品群（P15）と 5 品目（「うなぎ加工品」、「かつお削りぶし」、「野菜冷凍食品」、「農産物漬物」及び「おにぎりの「のり」」）については、個別に原料原産地の規定が設けられています。

〈記載方法〉

【原則①】国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が**生鮮食品**の場合は、その**産地**を表示します。2か国以上の産地の原材料を混合して使用する場合は、重量の割合の高い順に国名を表示します。

重量順位が 3 位以下の原産地は、「その他」と表示することもできます。

名　　称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ産、国産、その他）、豚脂肪、…

【原則②】製造地表示の国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が**加工食品**の場合は、原則としてその**製造地**を表示します。

※重量割合上位1位の原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合には、その産地を表示することもできます。

名　　称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、…

名　　称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート、小麦粉、…
原料原産地名	ガーナ（カカオ豆）、インドネシア（カカオ豆）

◆産地や製造地の切替えなどのたび容器包装の変更が生じると見込まれ、国別重量順表示が困難な場合、以下の例外表示（条件つき）ができます。

例外①【又は表示】

原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合で、以下の条件を満たす場合に限り表示できます。

- 根拠書類の保管
- 過去の使用実績又は今後の使用計画に基づく表示である旨を付記
- 過去の使用実績又は今後の使用計画における平均使用割合が5%未満の原産地は、原産地の後ろに（5%未満）と表示

例外②【大括り表示】

3以上の外国の原産地表示を「輸入」又は「外国製造」と括って表示する方法です。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができますが、根拠書類の保管が条件となります。

例外③【大括り表示 + 又は表示】

国産を含む 4 か国以上の産地を使用し、輸入と国産の重量順表示が困難で、【又は表示】と同様の条件を満たす場合に限り表示できます。